

佐賀市下水道事業ウォーターPPP基礎調査業務委託 に係る公募型プロポーザル実施説明書

1 業務名

佐賀市下水道事業ウォーターPPP基礎調査業務委託

2 業務概要等

(1) 業務の目的

下水道事業においては、老朽化施設の増大、使用料収入の減少、下水道職員の不足等により、下水道事業継続のための執行体制の確保や効率的な事業運営等様々な取組が必要不可欠となっている。このような状況下における解決策の一つとして、民間企業のノウハウや創意工夫を活用した官民連携（PPP/PFI手法）の活用が求められており、特に、令和5年に改定されたPPP/PFI推進アクションプラン（内閣府）では、下水道、水道、工業用水道の分野において「ウォーターPPP」の推進が強く求められている。

本業務は、佐賀市下水道事業において、ウォーターPPPを含む官民連携の導入に関する基礎調査を行うものである。特に、佐賀市で多数存在する下水道施設及びその運営に関して、現状を踏まえた課題を整理すると同時に、官民連携の基本方針を検討するものであり、また、本業務の成果は、今後予定される導入可能性調査及び事業者選定支援のための基礎資料となるものである。

(2) 業務内容

別紙1 「佐賀市下水道事業ウォーターPPP基礎調査業務委託特記仕様書」のとおりとする。

(3) 技術提案

内容については、次の作業項目を踏まえ計画内容を作成すること。

No.	提 案 項 目	記 載 内 容
1	業務実施方針について	本業務の目的、条件、内容等を踏まえ、業務遂行上の実施方針を提示すること。
2	実施手順について	全体像を把握した上で業務実施フローを提示すること。 また、業務量を的確に把握した計画工程表を提示すること。
3	技術的提案及び円滑な業務実施について	業務実施方針に基づき具体的な技術的提案を行うこと。（業務遂行上の留意点等がある場合には、抽出整理すること。）内容のとりまとめにおける手順及び想定する項目等について、簡潔に説明すること。

3 担当部署

〒849-8558 佐賀県佐賀市若宮三丁目6番60号 上下水道局庁舎3F
 佐賀市上下水道局 下水プロジェクト推進部 下水道工務課
 TEL：0952-34-5033
 FAX：0952-33-1505
 E-mail：gesuikomu.sui@city.saga.lg.jp

4 資格要件

(1) 参加表明者（企業）に対する要件

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 参加表明書提出時点において、本市から指名停止を受けていないこと。
- ウ 佐賀市が行う契約からの佐賀市暴力団排除条例（平成24年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しないこと。
- オ 令和5・6年度佐賀市業務委託関係競争入札参加資格者一覧表に登載されていること。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生、破産等の手続を行っていないこと。
- キ 納期の到来している市町村税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ク 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）別表に定める「下水道部門」に登録されていること。
- ケ 直近10か年（平成26年度以降）において、次に掲げる同種業務について1) 又は2) について2件以上の完了の実績を有すること。
 同種実績：1) 下水道事業におけるPPP/PFI導入検討業務
 2) 下水道事業経営戦略策定業務
- コ 佐賀市内に本店、支店、事業所又は出張所等を有していること。
- サ 参加表明者が配置を予定する管理技術者、照査技術者及び担当者技術者については、九州圏内に勤務地を有するものとし同一事務所に在籍していること。また、当該事務所に過去3か月以上在籍していること。

(2) 参加表明者が配置を予定する管理技術者、照査技術者及び担当技術者に対する要件

- ① 参加表明者が配置を予定する管理技術者に対する要件
ア次に掲げる資格のいずれかを有する者。
- (ア) 技術士（総合技術監理部門 : 下水道）
 - (イ) 技術士（上下水道部門 : 下水道）
- イ直近10か年（平成26年度以降）において、4(1)ケに掲げる同種業務について2件以上の完了の実績を有すること。
- ② 参加表明者が配置を予定する照査技術者に対する要件
ア次に掲げる資格のいずれかを有する者。
- (ア) 技術士（総合技術監理部門 : 下水道）
 - (イ) 技術士（上下水道部門 : 下水道）
- イ直近10か年（平成26年度以降）において、4(1)ケに掲げる同種業務について2件以上の完了の実績を有すること。
- ③ 参加表明者が配置を予定する担当技術者に対する要件
ア次に掲げる資格のいずれかを有する者であること。
- (ア) 技術士（総合技術監理部門 : 下水道）
 - (イ) 技術士（上下水道部門 : 下水道）
 - (ウ) R C C M（下水道）
- イ直近10か年（平成26年度以降）において、4(1)ケに掲げる同種業務について1件以上の完了の実績を有すること。
- ④ ①～③の各技術者については兼務することはできない。

5 質問の受付と回答方法

(1) 質問方法

対象項目、質問の趣旨及び内容を記載の上、電子メールで送信すること。なお、様式は自由です。

(2) 質問受付期間

告示の日から令和6年6月24日（月）正午まで

(3) 質問先

「3 担当部署」に同じ

(4) 質問回答

本市ホームページ上に、質問の内容とその回答を、質問受付日の翌日から2日間以内（土曜日及び日曜日を除く。）に掲載することとする。

6 参加の申し込み

(1) 参加意向申出書の作成

本プロポーザルへの参加を申し込む者は、上記資格要件を満たした上で、次の各号に掲げる様式に必要な事項を記入し、提出すること。

ア 参加意向申出書（別添様式1-1）

イ 参加表明者（企業）資格審査確認書（別添様式1-2）

ウ 予定管理技術者の経歴等（別添様式1-3）

エ 予定管理技術者の同種業務実績（別添様式1-4）

オ 予定照査技術者の経歴等（別添様式1-5）

カ 予定照査技術者の同種業務実績（別添様式1-6）

キ 予定担当技術者の経歴等（別添様式1-7）

ク 予定担当技術者の同種業務実績（別添様式1-8）

ケ 登記事項証明書（謄本）（提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可）

コ 佐賀市が発行した市税納税証明書

ただし、佐賀市内に営業所等が無い場合で、佐賀市に納税義務が無い場合は、本社所在地の市区町村役場（特別区にあつては都税事務所）発行の「法人市（町・村）民税（特別区にあつては法人都民税）」納税証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可）

サ 税務署発行の消費税及び地方消費税納税証明書（未納の税額がないことが確認可能なもの。提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可）

シ 実績等の確認ができる資料（TECRISや契約書の写しなど）

ス 資格者数、予定技術者の保有資格等（技術士にあつては、該当選択科目が記載されたもの）を証することが確認できる書面

(2) 参加意向申出書の提出方法等

ア 提出方法

直接持参又は郵送により提出すること。（提出期間内に必着）

イ 受付期間

公表の日から令和6年6月28日（金）正午まで

（直接持参して提出する場合は、土曜日及び日曜日を除く。）

ウ 受付時間

直接持参する場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1

時を除く。) なお、提出期限である6月28日(金)は、提出方法に係らず正午で受付を締め切る。

エ 提出部数

各1部

オ 提出場所

「3 担当部署」に同じ

(3) **記載上の留意事項**

参加表明書の様式は、別添(様式1-1~8、A4判)に示すとおりであり、文字サイズは10ポイント(MS明朝体)を標準とする。

記載事項	内容に関する留意事項
<p>【様式1-2】 参加表明者（企業） 資格審査確認書</p>	<p>①同種業務の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書の提出者が直近10か年（平成26年以降）に完了した同種業務の実績について記入する。 <p style="margin-left: 40px;">同種業務：1) 下水道事業におけるPPP/PFI導入検討業務 2) 下水道事業経営戦略策定業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記入する業務は、平成26年度以降に完了した業務とする。 ・記入する業務は最大5件とし、実績多数の場合は、代表的なものに絞る。 ・記入する業務は、上記1)、2)の別を必ず記入する。 ・なお、TECRIS登録及び契約書の写し等公的資料を添付し、実績を的確に証明すること。 <p>②下水道部門における業務表彰実績の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書の提出者が受託した平成26年度から令和5年度までに完了した建設コンサルタント業務の下水道部門における九州管内での業務表彰の実績について記入する。 ・記入する表彰実績は、参加表明者が受託し、平成26年度以降に完了した業務とし、国土交通省、日本下水道事業団、学会、各種協会等から受賞したものを記入する。 <p>③当該地域の業務実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間の佐賀市内における業務実績を記入する。

記載事項	内容に関する留意事項
<p>【様式1-3】 予定管理技術者の 経歴等</p>	<p>①同種業務の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、管理技術者として直近10か年（平成26年度以降）に完了した同種業務の実績について記入する。 <p>※同種業務は、【様式1-2】の留意事項と同じとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記入する業務は、平成26年度以降に完了した業務とする。 ・記入する業務数は5件以内とし、実績多数の場合は、代表的なものに絞って記入する。 ・なお、TECRIS 登録及び契約書の写し等公的資料を添付し、実績を的確に証明すること。 ・なお、同種業務の実績に、担当技術者であったときの実績を記入する場合は、必ずその旨を「業務概要及び特徴」の欄に記入すること。 <p>②下水道部門における業務表彰実績の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書の提出者が受託した平成26年度から令和5年度までに完了した建設コンサルタント業務の下水道部門における九州管内での業務表彰の実績について記入する。 ・記入する表彰実績は、参加表明者が受託し、平成26年度以降に完了した業務とし、国土交通省、日本下水道事業団、学会、各種協会等から受賞したものを記入する。 <p>③当該地域の業務実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間の佐賀市内における業務実績を記入する。

記載事項	内容に関する留意事項
<p>【様式1—4】 予定管理技術者の 同種業務実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定管理技術者が過去に従事した同種業務の実績について記入する。 ・ 「同種業務」を記入する場合は、平成26年度以降に完了した業務とする。 ・ 記載する業務数は、代表する1件のみとする。 ・ 技術提案書の提出者以外が受託した業務実績を記入する場合は、当該業務を受託した企業名等を「当該技術者の業務担当内容」欄に追記しておくこと。 ・ 記載様式は様式1—4とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1枚以内に記入する。
<p>【様式1—5】 予定照査技術者の 経歴等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【様式1—3】の留意事項と同じ。ただし「管理技術者」を「照査技術者」と読み替える。 ・ 照査技術者としての業務経歴を記入する。
<p>【様式1—6】 予定照査技術者の 同種業務実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【様式1—4】の留意事項と同じ。ただし、「管理技術者」を「照査技術者」と読み替える。 ・ 照査技術者としての業務実績を記入する。
<p>【様式1—7】 予定担当技術者の 経歴等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【様式1—3】の留意事項と同じ。ただし、「管理技術者」を「担当技術者」と読み替える。 ・ 予定担当技術者とは、予定管理技術者と共同で、業務の主要部分に携わる者とし、1名記入する。 ・ 担当技術者としての業務実績を記入する。
<p>【様式1—8】 予定担当技術者の 同種業務実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【様式1—4】の留意事項と同じ。ただし、「管理技術者」を「担当技術者」と読み替える。 ・ 予定担当技術者とは、予定管理技術者と共同で、業務の主要部分に携わる者とし、1名記入する。 ・ 担当技術者としての業務実績を記入する。

※参加表明書の提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、技術提案競技で特定されたとしても、直ちに無効とする。

7 技術提案書を提出する者の選定（一次審査）

(1) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者を選定するための基準は、**別紙2**のとおりとする。

(2) 選定組織

委託業者の選定等については、「佐賀市上下水道局プロポーザル実施要領」に基づき設置された委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正かつ公正に行う。なお後述の技術提案書の特定（最終選定）の際も同様である。

(3) 選定・非選定の通知

ア 技術提案書の提出者として選定したものには、選定通知書をもって通知する。

イ 技術提案書の提出者の選定数

技術提案書の提出者は、原則として3者選定する。ただし、3者に満たない場合は、参加資格要件を満たす者全てを選定する。

また、同じ評点が多数揃った場合は、参加表明者及び配置予定技術者の同種業務の実績等から、選定することもある。

ウ 一次審査の結果は、参加表明書を提出したもの全員に書面をもって通知し、選定業者には併せて技術提案書の提出の要請を行う。

なお、選定結果に関する異議申立てや質問には一切応じない。

8 技術提案書

(1) 技術提案書の作成

技術提案書の提出者として選定され、技術提案書の作成及び提出の要請を受けた者は、次の各号に掲げる書類により、技術提案書を提出するものとする。なお、本技術提案競技は、コンサルティング業務における取組み方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な成果品の作成や提出を求めるものではない。（ただし、成果のイメージは伝わるようにすること。）

ア 技術提案書（別添様式2—1）

イ 業務実施体制、協力・連携体制（別添様式2—2）

ウ スタッフ（担当者、専門家等）の経歴（別添様式2—3）

エ 事業の技術提案書（別添様式2—4～6）

オ 見積書（任意様式）

(2) 技術提案書及び参考見積書の提出方法等

① 提出方法

直接持参又は郵送により提出すること。

② 受付期限

令和6年7月19日（金）正午まで

（直接持参して提出する場合は、土曜日及び日曜日を除く。）

③ 受付時間

直接持参する場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで

（正午から午後1時を除く。）

なお、提出期限である令和6年7月19日（金）は、提出方法に係らず正午で受

付を締め切る。

④ 提出部数

正本 1 部、副本 10 部、電子データ 1 部（CD-RまたはDVD-R等の電子媒体とする。）

⑤ 提出場所

「3 担当部署」に同じ

(3) 作成上の留意事項

技術提案書の様式は、別添（様式 2—1～6、A4判）に示すとおりであり、様式 2—2～6の文字サイズは 10 ポイント（MS 明朝体）を標準とする。

記載事項	内容に関する留意事項
【様式 2—2】 業務実施体制、協 力・連携体制	業務実施体制 ・業務実施体制には、予定管理技術者、予定照査技術者及び予定担当技術者を記載するほか、その三人の技術者以外に業務を担当する予定スタッフ（担当者）がいる場合は、併せて記入する。 ・上記の担当者を追記する場合は、様式 2—3 を作成し提出する。 ・参加表明書に記載した予定管理技術者、予定照査技術者及び予定担当技術者は、極めて特別な理由がない限り、変更できない。 協力・連携体制 ・協力・連携体制は必要に応じて記入する。 ・地元専門家等との協力・連携など、当該業務に協力・連携する者がいる場合は、業務への関わり方や業務の分担について明確に記入する。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合は、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記入すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・上記専門家等の協力者を追記する場合は、様式 2—3 を作成し、提出する。
【様式 2—3】 スタッフ（担当者、 専門家等）の経歴	・様式 2—2 の業務実施体制でスタッフ（担当者）を追記した場合は、経歴等をそれぞれ記入し、提出する。 ・様式 2—2 の協力・連携体制で専門家等の協力者を記入した場合は、経歴等をそれぞれ記入し、提出する。

<p>事業の技術提案書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本要領の2(3)技術提案に示した、提案項目に対する取組み方法を具体的に記入する。 ・記載様式は別添様式2-4～6とし、1テーマにつき、図表、写真等を含め、<u>A4判片面1枚</u>に記入する。 ・記入にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、各様式の各A4判片面1枚を超えての技術提案は認めない。 ・書式(強調、行数等)は提案者の任意とする。ただし、視認性の高いフォント(明朝体、ゴシック体等)を用いることとし、極力、網掛け及びアンダーライン等は用いないこと。またフォントの大きさは10.0ポイント以上とし、イメージ図等の中の解釈は9.0ポイント以上とする。 ・カラーは可とする。 ・実施計画書の提出者を特定することができる内容の記述(具体的な社名等)を記入してはならない。
<p>参考見積書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に係る参考見積書を提出すること。 ・参考見積書は積算の際の参考とするものである。 ・内訳については、別紙1特記仕様書第3章から第4章に示す各項目ごとを参考に、金額がわかるように記載すること。 ・記載様式は特に定めないが、A4判で作成する。

※技術提案書の提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、技術提案競技で特定されたとしても、直ちに無効とする。

9 技術提案書の特定（二次審査）

(1) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書を特定するための基準は、**別紙3**のとおりとする。（以下「特定基準」という）

(2) ヒアリング

以下のとおり、技術提案書に関する選定委員会のヒアリングを行う。ただし、実施日や場所は、審査等の状況によって、変更となることもある。その場合は改めて関係者へ通知する。

ア 実施場所

佐賀市上下水道局庁舎

イ 実施日時

令和6年7月26日（金）を予定している。

（詳細が決定し次第、関係者に通知します。）

ウ ヒアリング対応者

配置を予定する管理技術者又は担当技術者及び補助者の3名以内。

※ ヒアリングの詳細な場所、留意事項等は別途通知する。

エ ヒアリング資料

事業の技術提案書

※ ヒアリング時の追加資料は受理しない。ただし、提出した資料の内容についてパワーポイント等を用いて説明するのは可とする。

(3) 選定結果（特定、非特定）の通知

提案内容等について特定基準に基づき選定委員会において審査し、最優秀事業者及び次点者を選定する。

選定の結果は、決定後速やかに技術提案書提出者全員へ書面をもって通知する。なお、選定結果に関する異議申立てや質問には一切応じない。

10 選定日程（案）

選定に係る日程は次の予定である。ただし、審査等の状況によっては、多少日程が前後することもある。

(1)	令和6年6月19日（水）	告示
(2)	24日（月）正午	質疑提出期限
(3)	26日（水）	質疑回答
(4)	28日（金）正午	参加表明書提出期限
(5)	7月2日（火）	一次審査（資格審査等）
(6)	5日（金）	選定・非選定通知（技術提案書提出要請）
(7)	19日（金）正午	技術提案書提出期限
(8)	26日（金）	二次最終審査（ヒアリング実施）
(9)	8月2日（金）	選定結果（特定・非特定）通知

11 業務の委託契約

選定委員会で特定した技術提案の提案者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該業務を委託する。（随意契約）

なお、特定された者が、契約の間までに資格要件を満たさないことが判明した場合は、契約の締結を行わない。この場合は、次点者と契約の交渉を行うものとする。

12 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）までとする。

13 成果品

特記仕様書参照

14 予算上限額

24,860,000円（消費税及び地方消費税を含む）

15 経費の負担

技術提案競技参加者が当該技術提案競技参加に要した費用については、全て当該技術提案競技参加者が負担するものとする。

16 失格条項

提出書類が以下の条件のいずれかに該当する場合には無効とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 本要領及び各様式に記載している留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 本実施説明書に定められた以外の手法により、関係者に直接、間接を問わず連絡をもとめたもの。

17 提出書類の取扱い

提出書類の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出書類は返却しないものとする。
- (2) 提出書類は、審査及び説明を目的に、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- (3) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、公表することがある。
- (4) 前号により公表する場合、提出書類は、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 技術提案のテーマに対する提案の内容は、特定されたとしても、技術提案のテーマへの提案として扱うものとし、本業務にそのまま反映されるものではない。

18 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない特別な理由により変更を行う場合に限り、本市と協議の上、同等以上の者に変更できるものとする。
- (3) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

19 参考資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、技術提案書の提出を要請した者に対し、以下の資料を閲覧に供する。閲覧を希望する者は、本実施要領「3 担当部署」までに事前に連絡し、閲覧日時を予約すること。

- (1) 資料名 : 下水道全体計画
ストックマネジメント計画
総合地震対策計画
耐水化計画
施設再構築に関わる基本計画
下水道経営戦略
その他業務遂行上必要となる資料
- (2) 閲覧場所 : 「3 担当部署」に同じ
- (3) 閲覧期間 : 技術提案書を提出する者としての選定を通知した日から技術提案書の
提出期限の前日午後5時15分まで